

令和8年6月8日	資料1
第24回匿名介護情報等の提供に 関する専門委員会	

介護DBの利用に関するガイドラインの改正について（案）

厚生労働省老健局老人保健課

ガイドライン改正の概要

1 趣旨

- 介護DBについて、①申請者の利便性向上の観点から、運用上の対応状況等をガイドライン上に明確化するとともに、②介護DBデータを利用した公表物の満たすべき基準（公表形式の基準）について、NDBのガイドライン（※1）との整合性を図る等の所要の見直しを行う。

※1 匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の利用に関するガイドライン第3.1版

2 主な改正内容

<運営上の対応状況の反映のための見直し>

- 介護DBの提供に関する運営上の対応状況を正確に反映させるため、介護DBデータ提供に関する事前相談、新規申出の手続き、専門委員会の審査を要する変更申請の手続き、研究成果の公表の手順を明確化する。
※その他NDBの利用に関するガイドラインの改正を踏まえ、文言の統一等を行う。

<公表物の満たすべき基準の見直し>

- NDBの利用に関するガイドラインにおいては、公表物の満たすべき基準のうち、成果物における最も狭い地域区分の集計単位として、二次医療圏又は市区町村（行政区を含む。）とすることが認められている。
- 介護DBにおいても、NDBのガイドラインとの整合等を図るため、次の見直しを行うこととする。
 - ▶ 公表される研究の成果物における集計単位について、「市町村（特別区を含む。）」としているところ、行政区単位での集計を認めることとする。
 - ▶ さらに、最も狭い地域区分の集計単位について、「市町村（特別区を含む。）」としているところ、老人福祉圏域単位や二次医療圏単位での集計も認めることとする。

公表物の満たすべき基準（公表形式の基準）の改正（案）

新) 第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準	旧) 第7 研究成果等の公表 2 公表物の満たすべき基準
<p>(1) 最小集計単位の原則</p> <p>i) 要介護者等の数の場合 原則として、成果物において要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く。）。また、集計単位が市区町村の場合には、以下のとおりとする。</p> <p>① 人口2,000人未満の市区町村では、要介護者等の数を表示しないこと。 ② 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。 ③ 人口25,000人以上の市区町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。</p> <p>なお、原則として抽出対象期間時点の人口を基準とする。</p> <p>ii) 介護事業所数3未満の場合 原則として、介護事業所又は市区町村の属性情報による集計数が、3未満となる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合は公表可能。）。</p>	<p>(1) 最小集計単位の原則</p> <p>i) 要介護者等の数の場合 原則として、公表される研究の成果物において要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く。）。また、集計単位が市町村の場合には、以下のとおりとする。</p> <p>① 人口2,000人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。 ② 人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。 ③ 人口25,000人以上の市町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。</p> <p>ii) 介護事業所数3未満の場合 原則として、公表される研究の成果物において介護事業所又は市町村の属性情報による集計数が、3未満となる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く。）。</p>
<p>(3) 地域区分</p> <p>i) 要介護者等の保険者について、原則として成果物における最も狭い地域区分の集計単位は市区町村、老人福祉圏域又は二次医療圏とすること。</p> <p>ii) 介護事業所の所在地について、原則として成果物における最も狭い地域区分の集計単位は市区町村、老人福祉圏域又は二次医療圏とすること。</p> <p>iii) i)又はii)において市区町村で集計した場合は、介護事業所の特定を避けるため、事業所属性によるクロス集計を公表することは認めない。ただし、介護事業所の同意を得ている場合等はこの限りではない。</p>	<p>(3) 地域区分</p> <p>i) 原則として、要介護者等の保険者については、公表される研究の成果物における最も狭い地域区分の集計単位は市町村とすること。</p> <p>ii) 介護事業所の所在地の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位は市町村とすること。</p> <p>iii) i)又はii)において市町村で集計した場合は、介護事業所の特定を避けるため、事業所属性によるクロス集計を公表することは認めない。ただし、介護事業所の同意を得ている場合等はこの限りではない。</p>

(注) 新欄の「市区町村」は行政区を含み、旧欄の「市町村」は特別区を含む。